

公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和7年6月23日

奈良県知事 山下 真

1. 公募型プロポーザル公告に付する事項

(1) 委託業務名

令和7年度奥大和移住体験業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

(3) 委託業務の内容等

奥大和地域への移住検討者を対象に、即効性の高い移住体験プログラム実施することで、着実な移住へ繋げることを目的とする。

単なるツアーではない、地域の方との交流を中心にしたプログラムを実施することで、実際の暮らしぶりを体感し、地域についての理解を深めてもらい、移住者側と地域側のミスマッチを解消することを目指す。

また、プログラムを実施することで、地域側の移住者受入体制を強化することにも繋がる。

(4) 委託上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税 500,000 円に相当する額を含む）

2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

(4) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。

(5) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。

(6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目Q5①広告・イベント業務で登録されている者（企画提案書提出時点において、当該登録が認められている者）であること。

(7) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、個人にあってはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(8) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

(9) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

(11) (9)及び(10)に挙げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される

べき関係を有していないこと。

- (12) 同種又は類似の業務を公告日から過去5年間に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

3. 業務委託の選定方法

奈良県は、「令和7年度奥大和移住体験業務」委託者を選定するにあたり、提案者を公募し、提案者に対して参加申込書、提案書の提出及びプレゼンテーションを求め、最も高得点を獲得した最優秀提案者を受託予定者として選定します。なお、審査にあたっては、提案書関係書類の提出があった場合、その提出者数にかかわらず審査会を設置し、当該審査会の審査結果により、本業務の受託予定者を決定します。

プロポーザルへの参加を希望する場合は、所定の参加申込書及び提案書等を期限までに提出してください。

なお、詳細は「令和7年度奥大和移住体験業務 公募型プロポーザル実施説明書」によります。

4. 公募型プロポーザル実施説明書等の交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

令和7年6月23日（月）から令和7年7月14日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 交付場所

〒634-0003 橿原市常盤町605-5 橿原総合庁舎3階

奈良県総務部知事公室 奥大和地域活力推進課

(3) 交付資料

① 令和7年度奥大和移住体験業務 公募型プロポーザル実施説明書・仕様書

② 参加意向申出書（様式1）

③ 会社概要及び事業受注実績（様式2）

④ 質問票（様式3）

⑤ 企画提案書（様式4～10）

⑥ その他参考資料

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載します。

（奈良県ホームページのトップページ→組織から探す→美しい南部東部振興課／奥大和地域活力推進課→新着情報）

5. 交付資料の提出期限

(1) 質問票 令和7年6月26日（木） 午後5時まで

(2) 参加意向申出書及び会社概要及び事業受注実績

令和7年7月1日（火） 午後5時まで

(3) 提案書 令和7年7月14日（月） 午後5時まで

※「令和7年度奥大和移住体験業務 公募型プロポーザル実施説明書 第3委託業務内容（1）業務内容」の内容を前提に提案すること。

6. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに 該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 最優秀提案者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び

支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）にあたって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等にあたって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、それに従わなかったとき。

7. 契約の解除

契約締結後、契約者について6（契約の不締結）のいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、奈良県は契約を解除することがあります。この場合において、契約者は奈良県に対して損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、6の（1）、（3）、（4）及び（5）中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

8. 手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (3) その他については公募型プロポーザル実施説明書及び仕様書に示すところによります。

10. 問い合わせ先

〒634-0003 橿原市常盤町605-5 橿原総合庁舎3階
奈良県総務部知事公室 奥大和地域活力推進課
（電話） 0744-48-3016
（FAX） 0744-48-3135
FAXにより連絡を行う場合は、必ず到着確認を行ってください。